

知財高裁平成23年1月31日判決・平成22年（ネ）第10031号「流し台のシンク事件」評釈

作成者：Manus AI

1. 本判決の位置づけ

本件は、発明の名称を「流し台のシンク」とする特許権に基づき、システムキッチン用シンク「3StepSink」の製造・販売・販売展示の差止め、廃棄及び損害賠償が請求された特許権侵害訴訟の控訴審判決である。知財高裁は、原審である東京地裁が被告製品シンクの技術的範囲属否を否定した判断を変更し、被告製品について構成要件C1の充足性を肯定したうえで、被告製品シンクの製造・販売・販売展示の差止め及び廃棄を認めた。ただし、被告製品の製造・販売に係る損害賠償については、販売台数及び利益額の立証が不十分であるとして認めず、別途争いのなかった本件侵害品1台に係る1万8000円の損害賠償のみを維持した。¹

本判決の実務上の核心は、物の形状を規定するクレーム文言、具体的には「後方側の壁面は、上側段部と中側段部との間が、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面となっている」との構成要件を、どの程度まで幾何学的・形態的に厳格に読むべきか、また明細書中の課題、作用効果及び変形例記載をいかに参酌するかにある。特に、本件は原審、控訴審及び特許庁判定において同じ「傾斜面」の技術的意義に関する見方が分岐した事例として、クレーム解釈と明細書作成実務の双方に豊富な示唆を与える。³

項目	内容
裁判所・判決日	知的財産高等裁判所第3部・平成23年1月31日判決
事件番号	平成22年（ネ）第10031号
原審	東京地方裁判所平成21年（ワ）第5610号
控訴人	トーヨーキッチンアンドリビング株式会社
被控訴人	株式会社松岡製作所
対象製品	システムキッチン用シンク「3StepSink」
中心争点	構成要件C1「傾斜面」の充足性
結論	被告製品シンクにつき文言侵害を肯定し、差止め・廃棄を認容

2. 技術的背景と請求項の構造

本件特許発明の基本的課題は、従来の流し台シンクにおいて、上側段部用と中側段部用にそれぞれ専用の調理プレートを用意する必要があった点を解消し、同一のプレートを上側段部にも中側段部にも選択的に掛け渡して載置できるようにする点にある。判決が引用する明細書段落0003及び0004も、この従来技術の不便とその解決を発明の目的として掲げている。¹

請求項1は、大きく分けて、前後壁面の上部に上側段部が、深さ方向中程に中側段部が形成されているという段部構成、同一プレートを載置できるよう上側段部と中側段部の前後間隔がほぼ同一に形成されているという機能的・寸法的構成、そして後方側壁面の上側段部と中側段部との間が下方に向かうにつれて奥方へ延びる傾斜面となっているという形状構成から成る。¹ JPAA論考は、このうち前者を出願当初からの第1の考え方、後者の傾斜面構成を審査段階の補正により加わった第2の考え方として整理している。³

構成要件	要旨	本件での争い
A1	前後の壁面の上部に上側段部、深さ方向中程に中側段部が形成される。	争いなし
B1	上側段部及び中側段部のいずれにも同一プレートを掛け渡せるよう、両段部の前後間隔がほぼ同一に形成される。	争いなし
C1	後方側壁面は、上側段部と中側段部との間が、下方に向かうにつれて奥方に向かって延びる傾斜面となっている。	争点
D1	これらの構成を備える流し台のシンクである。	争いなし

本件の被告製品は、上段リブの下部に短い傾斜面を有し、その下方に垂直面が続く形状であった。このため、争点は、上側段部と中側段部との間の全体が傾斜面である必要があるのか、それとも一部の傾斜面で足りるのか、さらに、その傾斜面が「棚受け」の下面に相当する場合に「壁面」と評価できるのか、という点に集約された。¹

3. 特許法70条の枠組みと本判決の解釈方法

特許発明の技術的範囲は、特許請求の範囲の記載に基づいて定められ、請求項中の用語の意義は明細書及び図面を考慮して解釈される。これは特許法70条1項及び2項の定める基本構造であり、同条3項は要約書の記載を考慮してはならないと規定している。⁴

本判決は、この70条の枠組みのもとで、構成要件C1の「傾斜面」を、純粋な幾何学的形状として完結的に読むのではなく、明細書に記載された課題と作用効果、さらに変形例記載を参酌して解釈した。判決は、従来技術の課題が、上側段部と中側段部のそれぞれに専用プレートを要する点にあったことを踏まえ、C1は、後方側壁面について上側段部の前後間隔と中側段部の前後間隔とをほぼ同一に形成し、同一プレートを選択的に掛け渡せるようにするための構成であると捉えた。①

判決の要となるのは、明細書段落0027における変形例記載の扱いである。同段落には、後方側壁面について、上側段部と中側段部との間が実施形態どおりの上部傾斜面となっていないくとも、同一プレートを掛け渡せるよう奥方に延びるように形成されていればよく、「その形状は任意である」との趣旨の記載が存在した。① 知財弁護士.COMの解説も、本判決を、特許法70条1項・2項に沿って課題及び明細書の具体的変形実施例を参酌し、「傾斜面」を広く解釈した事例として位置づけている。②

知財高裁は、構成要件C1について、後方側壁面の上側段部と中側段部との間のすべての面が例外なく傾斜面である必要はなく、壁面の一部を下方に向かうにつれて奥行き方向に傾斜する斜面とすることにより、上側段部の前後間隔と中側段部の前後間隔とを容易に同一にするものを含むと解した。①

この判示は、実施形態限定の回避という観点からは標準的な見解に沿う一方で、補正により追加された形状限定をどこまで機能的に読み替えることが許されるのかという難問を含んでいる。すなわち、請求項に「傾斜面」という具体的形状が明記されている以上、単なる目的・機能への還元によって当該形状限定の独自性を消してはならない。しかし本判決は、形状限定そのものを無視したわけではなく、被告製品の後方側壁面の一部に実際に下方に向かって奥行き方向に傾斜する斜面が存在し、しかもその斜面が段部間隔をほぼ同一にする機能を果たしていると認定した。この点に、本判決を単なる機能的拡張解釈ではなく、形状要件と課題解決機能の双方を結びつけた文言解釈として評価する余地がある。①

4. 原審・控訴審・判定の比較

本件の理解には、原審、控訴審及び特許庁判定における「傾斜面」の見方の差異を把握することが不可欠である。JPAA論考は、判定では「主たる部分」が傾斜面であることが重視され、原審ではシンク内に奥方へ一定の広がりをもつ内部空間を形成する程度の傾斜面であることが重視され、控訴審では段部間隔を容易に同一化する機能に着目されたと整理する。③

判断主体	「傾斜面」の捉え方	被告製品・イ号物件への評価	結論
特許庁判定	上側段部と中側段部との間を全体としてみたとき、主たる部分が傾斜面であることを要求する方向。	上側凸条下面の傾斜面はあるが、主たる部分は鉛直面であると評価。	技術的範囲に属しない。

原審	明細書・出願経過を参酌し、奥方へ一定の広がりをもつ内部空間を形成する程度の面積・角度を有する傾斜面と解する方向。	上側段部下面のみの傾斜面では足りないと評価。	非充足。
控訴審	壁面の一部の傾斜面により、上側段部と中側段部の前後間隔を容易に同一にできれば足りると解する方向。	上段リブ下部の傾斜面が段部間隔をほぼ同一にしていると評価。	充足。

この対比から明らかなように、結論の違いは、請求項文言の辞書的意味そのものよりも、補正で追加された「傾斜面」にいかなる技術的意義を読み込むかに起因している。原審の理解は、明細書段落0018に記載された内部空間の拡張、作業容易性及び清掃容易性という効果を、C1の技術的意義に強く結びつける。他方、控訴審は、段落0029等に表れる「上側段部と中側段部の前後間隔を容易にほぼ同一にする」という効果を中心に据え、内部空間拡張効果を必須の構成要件充足要素とはしなかった。^{1 3}

控訴審の判断は、明細書の複数の作用効果のうち、どれを請求項の限定解釈に結びつけるかという問題を提起する。特許実務上、一つの構成が複数の効果を奏する場合、その全てが技術的範囲の限定要素となるわけではない。特に、請求項が直接的に目的としている課題解決に必要な作用効果と、実施形態に付随する副次的効果とは区別されるべきである。本判決は、内部空間拡張や清掃容易性を、少なくとも充足性判断における必須の限定根拠とは見なさなかった点で、複数効果型明細書における解釈の優先順位を示す事例といえる。¹

もっとも、JPAA論考が指摘するとおり、傾斜面構成は審査段階で進歩性確保のために追加された事項であり、これをB1の「前後間隔がほぼ同一」という構成の補足に近いものとして扱う控訴審の理解には、補正限定の独自性を十分に説明できているかという疑問が残る。³ この批判は重要である。なぜなら、補正で追加した限定を権利行使段階で広く解釈し過ぎると、第三者の予測可能性を害し、禁反言的な公平にも抵触し得るからである。本判決の射程は、あくまで被告製品に実際の傾斜面が存在し、その傾斜面が段部間隔の調整機能を果たしていたという事実認定に支えられている点に留意すべきである。¹

5. 「棚受け下面」は壁面か

被告は、被告製品のリブ下面は棚受けの機能を有する部分であり、「後方側の壁面」ではないから構成要件C1を充足しないと主張した。これに対し、本判決は、本件発明のC1における壁面も、プレートを掛け渡すように載置する目的で設けられた棚受け機能を有する部分の下方部分の形状を特定するための構成であるとして、被告の主張を排斥した。¹

この点は、形状クレームにおける部材名称の相対性を示す。機械・構造物の発明では、同一の物理的部位が、機能的観点からは「棚受け」であり、外形ないし内面構成の観点からは「壁面」の一部でもあるという二重性を有し得る。本判決は、部位の名称を単一機能に固定して排他的に分類するのではなく、請求項及び明細書における当該部位の役割を踏まえて、リブ下面を壁面の一部として把握したものと理解できる。

この判断は、侵害訴訟実務上、被疑侵害者が部材名称や機能分類を変えることによって文言充足性を回避しようとする場合に、裁判所が実質的な構造・機能・位置関係を重視し得ることを示す。他方、権利者側にとっては、明細書中である部位を一つの名称・一つの機能だけに狭く記載すると、後日の属否判断で不利に働き得ることを意味する。部材名称は、可能な限り構造的属性、機能的属性及び位置的属性を分けて記載し、代替的表現を明細書中に残すことが望ましい。

6. 損害論の意義

本判決は侵害論では権利者に有利な結論を導いたが、損害論では、被告製品の販売台数及び原告製品販売時の利益額を証拠上認めることができないとして、特許法102条1項に基づく2925万円の請求を否定した。判決は、原告が主として差止め・廃棄を目的として訴訟活動を遂行していたと推認される旨にも言及している。¹

この点は、差止めを主目的とする事件であっても、損害賠償を請求する以上、販売数量、単位数当たり利益、侵害品と権利者製品との代替関係、価格・販売チャネル・顧客層等の立証を軽視できないことを示す。特にシステムキッチンのような高額・複合的製品では、シンク部分の技術的価値が全体商品の販売にどの程度寄与したか、需要者がどの要素に基づいて購入を決定したかが争点化しやすい。権利者は、侵害論の図面対比だけでなく、販売資料、見積書、利益計算資料、市場代替性を示す証拠を早期に収集すべきである。

7. 本判決の評価

本判決は、第一に、**実施形態限定を避ける請求項解釈**として高く評価できる。実施形態において上側段部から中側段部までの大部分が傾斜面として描かれていたとしても、請求項文言と明細書全体から見て、そのような実施形態が発明の唯一の形態であるとはいえない場合、実施形態の具体的な形状に権利範囲を閉じ込めるべきではない。本件では、明細書に変形例記載が存在したことが、実施形態限定を回避するうえで決定的な役割を果たした。^{1 2}

第二に、本判決は、**構成要件の機能的意義を充足性判断に組み込む判決**である。構成要件C1は形状限定であるが、その形状がなぜ採用されているのか、すなわち上側段部と中側段部の前後間隔をほぼ同一にするための手段であるという技術的意義を踏まえて解釈された。形状クレームにおいても、幾何学的な外観だけでなく、当該形状が請求項全体の課題解決構造の中で果たす役割を明らかにすることが重要である。

第三に、本判決には、**補正限定の希釈という懸念**もある。審査段階で進歩性を確保するために追加された「傾斜面」構成について、控訴審が比較的広い解釈を採ったことは、権利者にとっ

て有利である一方、第三者の予測可能性との関係で慎重な検討を要する。補正経過において、特定の形状に基づく効果を強調して特許査定を得た場合、その後の侵害訴訟で当該効果を副次的効果として退けることには、一定の説得負担が伴う。本件でその負担を超えられたのは、被告製品にも実際に傾斜面があり、当該傾斜面が同一プレート載置という中核的效果に寄与していたからである。 1 3

8. 実務への示唆

明細書作成実務において、本判決から最も強く導かれる教訓は、変形例記載を形式的な定型句で終わらせず、具体的な技術的射程を示すことである。本件では、「実施形態に限定されない」「その形状は任意である」といった記載が広い解釈を支えたが、より望ましくは、傾斜面が全面である場合、一部である場合、段部下面に形成される場合、垂直面を伴う場合などを具体的に列挙し、それぞれが同一プレート載置機能を保持する理由を説明しておくべきであった。そうすれば、原審や判定のように「主たる部分」又は「一定の内部空間」という限定を読み込む余地を狭められた可能性がある。 3

クレームドラフティング上は、発明の本質が「段部間隔の調整」にあるのか、「内部空間の拡張」にあるのか、「清掃容易性」や「水の飛散防止」にあるのかを明確に峻別する必要がある。もし権利者が本件控訴審のような広い射程を狙うのであれば、「後方側壁面の少なくとも一部が」「前後間隔を調整するように」「下方に向かうにつれて奥方へ傾斜する面を有する」といった表現を検討すべきである。他方、進歩性確保のために傾斜面の面積、位置又は角度に技術的意義を持たせる必要がある場合には、その限定を請求項に明確に反映させるべきである。

実務場面	本判決からの示唆	具体的対応
出願時クレーム作成	形状限定の技術的意義を曖昧にしない。	「少なくとも一部」「主たる部分」「全体」など、範囲を意識した語を選択する。
明細書作成	実施形態限定を避ける変形例を具体化する。	全面傾斜、一部傾斜、段部下面傾斜、垂直面併存などを図示又は文章化する。
審査対応	進歩性主張と将来の権利範囲を整合させる。	意見書で強調する効果が後に過度な限定根拠とならないよう注意する。
権利行使	被疑製品の小さな構造差が課題解決機能に寄与することを立証する。	寸法図、断面写真、プレート載置試験、設計資料を用いる。

非侵害主張

形状の量的・質的相違を発明の技術的意義と結びつける。

単に「小さい」「棚受けである」と主張するだけでなく、課題解決機能を果たさないことを示す。

9. 射程と限界

本判決の射程は、形状クレーム一般において、明細書に変形例記載があり、被疑製品の一部構造が請求項文言に対応し、かつ当該一部構造が発明の中核的課題解決機能を果たしている場合に、実施形態より広い文言解釈を採り得るという点に及ぶ。特に、機械・住宅設備・日用品分野のように、同一機能を異なる微細形状で実現し得る分野では、本判決の考え方は権利者側の主張構成に有用である。

しかし、本判決を、請求項の具体的形状文言を機能だけで置き換える一般論として理解すべきではない。被疑製品に傾斜面が全く存在しない場合、あるいは存在しても段部間隔の調整機能に寄与しない場合には、本判決の論理をそのまま適用することは困難である。また、出願経過上、特定の傾斜面形状を先行技術との差異として強く主張している場合には、禁反言ないし包袋経過参酌により、より狭い解釈が採られる余地がある。

10. 結論

本判決は、特許法70条1項・2項の枠組みにおいて、請求項文言を出発点としつつ、明細書の課題、作用効果及び変形例記載を参酌して、形状構成要件の充足性を肯定した重要判例である。とりわけ、「傾斜面」という一見明確な形状文言であっても、その技術的意義をどこに見出すかによって技術的範囲が大きく変動することを示した点に、本判決の実務的価値がある。

もっとも、控訴審の広い解釈は、補正で追加された限定の独自性をどこまで尊重するかという問題を残す。専門家として本判決を読む際には、権利者救済のための柔軟な文言解釈として評価するだけでなく、第三者の予測可能性、審査経過との整合性、及び明細書における技術的意義の書き分けという観点から批判的に検討する必要がある。

本件から得られる最終的な教訓は、クレームの一語一句は、明細書全体、出願経過及び被疑製品の具体的構造との相互作用の中で解釈されるということである。したがって、特許実務家は、出願時から将来の充足論を見据え、発明の本質、代替形態、作用効果の階層関係、補正で追加する限定の意味を、請求項と明細書の双方に一貫して設計しなければならない。

References

[1] 知的財産高等裁判所平成23年1月31日判決・平成22年（ネ）第10031号

[2] 知財弁護士.COM：流し台のシンク事件解説

[3] 保科敏夫『流し台のシンク事件を通して特許実務を考える』パテント2023 Vol.76 No.6

[4] e-Gov法令検索・特許法70条